

# 議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

消防本部予防課 指導係

## 議案名

議案第6号 桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(以下「省令」という。)の一部改正に伴い、簡易サウナ設備等について、所要の改正を行うものです。

また、輪島市における大規模火災を受け、大規模地震時における電気火災対策の重要性を踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、所要の改正を行うものです。

## 概要

### 1 簡易サウナ設備に係る規定の追加

#### (1) 簡易サウナ設備の定義

「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするもの」として定義します。

#### (2) 火災予防上安全な距離の確保

簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、対象火気設備等及び対象火気機器等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つことを定めます。

#### (3) 安全を確保する装置等の設置

簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることを定めます。ただし、薪を熱源とするものについては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができるることを定めます。

#### (4) 火を使用する設備等の設置の届出

個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することを定めます。

### 2 住宅における火災予防の推進

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記します。

(施行期日：令和8年3月31日)

## 背景・経過

近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえ、その特性に応じた内容となるよう、省令の一部が改正されることになりました。

また、国は、令和6年1月1日に発生した輪島市における大規模火災を受け、開催された「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、国が示す火災予防条例(例)の一部を改正する旨の通知を発出しました。

## 参考資料

簡易サウナについて



(テント型サウナ)



(バレル型サウナ)